

○平成六年郵政省告示第四百二十四号（端末設備等規則の規定に基づく識別符号の条件等を定める件）の一部を改正する件 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）第九条（同規則第三十四条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、識別符号の条件、使用する電波の周波数の空き状態の判定方法、使用する電波の周波数の空き状態の判定機能を要しない端末設備又は自営電気通信設備、一の筐体に収めることを要しない無線設備、又はその装置、及び同規則第三十六条の規定より同規則第九条の規定を準用する自営電気通信設備を次のように定め、平成六年七月二十八日から施行する。

一 識別符号の符号長は、次の表の上欄に掲げる使用する無線設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる条件によるものとする。

端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）第九条（同規則第三十四条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、識別符号の条件、使用する電波の周波数の空き状態の判定方法、使用する電波の周波数の空き状態の判定機能を要しない端末設備又は自営電気通信設備、一の筐体に収めることを要しない無線設備、又はその装置、及び同規則第三十六条の規定より同規則第九条の規定を準用する自営電気通信設備を次のように定め、平成六年七月二十八日から施行する。

一 識別符号の符号長は、次の表の上欄に掲げる使用する無線設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる条件によるものとする。

使用する無線設備の区別	識別符号の符号長
一・二 (略)	(略)
三 電波法第四条第三号に規定する無線局であつて、電波法施行規則第九条第四項第二号に規定する特定小電力無線局（以下「特定小電力無線局」という。）の無線設備のうち、平成元年郵政省告示第四十二号（特定小電力無線局の電波の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件）に規定するテレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用のもの（キャリアセンスの備付けを要しないものを除く。以下「テレメーター用等の特定小	四八ビット以上

使用する無線設備の区別	識別符号の符号長
一・二 (略) (同上)	(同上)
三 電波法第四条第三号に規定する無線局であつて、電波法施行規則第九条第四項第二号に規定する特定小電力無線局（以下「特定小電力無線局」という。）の無線設備のうち、平成元年郵政省告示第四十二号（特定小電力無線局の電波の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件）に規定するテレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用のもの（キャリアセンスの備付けを要しないものを除く。以下「テレメーター用等の特定小	四八ビット

電力無線局の無線設備」という。	
四〇七 (略) (略)	
八 電波法第四条第三号に規定する無線局であつて、電波法施行規則第六条第四項第四号に規定する小電力データ通信システム <small>の無線局</small> （以下「小電力データ通信システム <small>の無線局</small> 」という。）の無線設備	<p>四八ビット以上。ただし、次に掲げる周波数の電波を使用するものについては、一九ビット以上とする。</p> <p>(1) 五、一五〇MHzを超え五、三五〇MHz以下又は五、四七〇MHzを超え五、七二五MHz以下</p>
九〇十三 (略)	(2) (略)
<p>二 使用する電波の周波数が空き状況であるとの判定は、次の表の上欄に掲げる使用する無線設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる方法によるものとする。</p>	
使用する無線設備の区別	識別符号の符号長
一〇四 (略)	(略)
五 小電力データ通信システム <small>の</small>	(1)・(2) (略)

電力無線局の無線設備」という。	
四〇七 (略) (略)	
八 電波法第四条第三号に規定する無線局であつて、電波法施行規則第六条第四項第四号に規定する小電力データ通信システム <small>の無線局</small> （以下「小電力データ通信システム <small>の無線局</small> 」という。）の無線設備	<p>四八ビット。ただし、次に掲げる周波数の電波を使用するものについては、一九ビット以上とする。</p> <p>(1) 五、一八〇MHz、五、一九〇MHz、五、二〇〇MHz、五、二二〇MHz、五、二三〇MHz、五、二四〇MHz、五、二六〇MHz、五、二七〇MHz、五、二八〇MHz、五、三〇〇MHz、五、三二〇MHz、五、三三〇MHz、五、三五〇MHz、五、五一〇MHz、五、五二〇MHz、五、五四〇MHz、五、五五〇MHz、五、五六〇MHz、五、五八〇MHz、五、五九〇MHz、五、六〇〇MHz、五、六二〇MHz、五、六三〇MHz、五、六四〇MHz、五、六六〇MHz、五、六七〇MHz、五、六八〇MHz又は五、七〇〇MHz</p> <p>(2) (同上)</p>
九〇十三 (略)	(略)
<p>二 使用する電波の周波数が空き状況であるとの判定は、次の表の上欄に掲げる使用する無線設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる方法によるものとする。</p>	
使用する無線設備の区別	識別符号の符号長
一〇四 (略)	(略)
五 小電力データ通信システム <small>の</small>	(1)・(2) (略)

六〇十 (略)	無線局の無線設備
(4) (略)	(3) 五、一五〇MHzを超え五、三五〇MHz以下又は五、四七〇MHzを超え五、七二五MHz以下の周波数の電波を使用するものについては、次のとおりとする。 ア・イ (略)

六〇十 (略)	無線局の無線設備
(4) (略)	(3) 五、一八〇MHz、五、一九〇MHz、五、二〇〇MHz、五、二二〇MHz、五、二三〇MHz、五、二四〇MHz、五、二六〇MHz、五、二七〇MHz、五、二八〇MHz、五、三〇〇MHz、五、三二〇MHz、五、三三〇MHz、五、五〇〇MHz、五、五一〇MHz、五、五二〇MHz、五、五四〇MHz、五、五五〇MHz、五、五六〇MHz、五、五八〇MHz、五、五九〇MHz、五、六〇〇MHz、五、六二〇MHz、五、六三〇MHz、五、六四〇MHz、五、六六〇MHz、五、六七〇MHz、五、六八〇MHz又は五、七〇〇MHzの周波数の電波を使用するものについては、次のとおりとする。 ア・イ (略)

○平成十九年総務省告示第四十八号（小電力データ通信システムの無線局の無線設備の技術的条件）の一部を改正する件

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の二十第三号ヲ及び第三号の二のニの規定に基づき、小電力データ通信システムの無線局の無線設備の技術的条件を次のように定める。

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の二十第三号ヲ及び第三号の二のニの規定に基づき、小電力データ通信システムの無線局の無線設備の技術的条件を次のように定める。

一、二（略）

一、二（略）

三 五、一五〇MHzを超え五、三五〇MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備は、次の各号のいずれかに適合すること。

三 五、一八〇MHz、五、一九〇MHz、五、二〇〇MHz、五、二二〇MHz、五、二四〇MHz、五、二六〇MHz、五、二七〇MHz、五、二八〇MHz、五、三〇〇MHz、

1 筐体^{きょうたい}の見やすい箇所に、当該無線設備の送信は屋内においてのみ可能である旨が表示されていること。

五、三一〇MHz又は五、三二〇MHzの周波数の電波を使用する無線局の無線設備は、筐体^{きょうたい}の見やすい箇所に、当該無線設備の送信は屋内においてのみ可能である旨が表示されていること。

2 電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）により当該無線設備の送信は屋内においてのみ可能である旨を当該無線設備に記録し、特定の操作によつて当該無線設備の映像面に表示することができるものであること。この場合において、当該特定の操作について、書類等により明らかにするものとする。

四 五、二六〇MHz、五、二七〇MHz、五、二八〇MHz、五、三〇〇MHz、五、三一〇MHz又は五、三二〇MHzの周波数の電波を使用する無線局及び五、五〇〇MHz、五、五〇MHz、五、五二〇MHz、五、五四〇MHz、五、五五〇MHz、五、五六〇MHz、五、五八〇MHz、五、五九〇MHz、五、六〇〇MHz、五、六二〇MHz、五、六三〇MHz、五、六四〇MHz、五、六六〇MHz、五、六七〇MHz、五、六八〇MHz又は五、七〇〇MHzの周波数の電波を使用する無線局の無線設備は、次に掲げる条件に適合すること。

四 五、二五〇MHz以上五、三五〇MHz以下又は五、四七〇MHzを超え五、七二五MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備は、次に掲げる条件に適合すること。

四 五、二六〇MHz、五、二七〇MHz、五、二八〇MHz、五、三〇〇MHz、五、三一〇MHz又は五、三二〇MHzの周波数の電波を使用する無線局及び五、五〇〇MHz、五、五〇MHz、五、五二〇MHz、五、五四〇MHz、五、五五〇MHz、五、五六〇MHz、五、五八〇MHz、五、五九〇MHz、五、六〇〇MHz、五、六二〇MHz、五、六三〇MHz、五、六四〇MHz、五、六六〇MHz、五、六七〇MHz、五、六八〇MHz又は五、七〇〇MHzの周波数の電波を使用する無線局の無線設備は、次に掲げる条件に適合すること。

1 親局（証明規則別表第二号第三注12(5)に規定する無線局をいう。以下同じ。）の無線設備は、次のとおりであること。

1 親局（証明規則別表第二号第三注12(3)に規定する無線局をいう。以下同じ。）の無線設備は、次のとおりであること。

(一)・(二)（略）

(一)・(二)（略）

(三) 利用可能チャネル確認又は運用中チャネル監視により無線設備が検出するレーダーが送信する電波及び当該電波を検出する確率（以下「検出確率」という。）は、次のとおりであること。

(三) (一)及び(二)のレーダーが送信する電波及び当該電波を検出する確率（以下「検出確率」という。）は、次のとおりであること。

(1) 五、二五〇MHz以上五、三五〇MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備は、別表第一号によること。

(2) 五、四七〇MHzを超え五、七二五MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備は、別表第二号から別表第四号までによること。

(四) 利用可能チャネル確認又は運用中チャネル監視により無線設備が検出するレーダーが送信する電波に対する親局の受信電力は、絶対利得〇デシベルの空中線で受信するレーダー波送信期間中の平均電力において、次のとおりであること。

(1)・(2) (略)

(五) 無線設備は、利用可能チャネル確認又は運用中チャネル監視によりレーダーが送信する電波を検出した場合には、当該電波を検出してから三〇分の間、当該電波が検出された周波数の電波の送信を行ってはならない。

(六) 無線設備は、運用中チャネル監視によりレーダーが送信する電波を検出した場合には、無線設備及びそれに従属する子局（証明規則別表第二号第三注12(5)に規定する無線局をいう。以下同じ。）の無線設備が送信する当該電波が検出された周波数の電波の送信を一〇秒以内に停止しなければならない。この場合において、全ての無線設備の送信時間の合計は、二六〇ミリ秒以下とする。

2 (略)

別表第一号く別表第四号 (略)

(1) 屋内において五、二六〇MHz、五、二七〇MHz、五、二八〇MHz、五、三〇〇MHz、五、三一〇MHz又は五、三二〇MHzの周波数の電波を使用する無線設備が検出するレーダーが送信する電波及び当該電波の検出確率については、別表第一号によること。

(2) 五、五〇〇MHz、五、五一〇MHz、五、五二〇MHz、五、五四〇MHz、五、五五〇MHz、五、五六〇MHz、五、五八〇MHz、五、五九〇MHz、五、六〇〇MHz、五、六二〇MHz、五、六三〇MHz、五、六四〇MHz、五、六六〇MHz、五、六七〇MHz、五、六八〇MHz又は五、七〇〇MHzの周波数の電波を使用する無線設備が検出するレーダーが送信する電波及び当該電波の検出確率については、別表第二号から別表第四号までによること。

(四) (一)及び(二)のレーダーが送信する電波に対する親局の受信電力は、絶対利得〇デシベルの空中線で受信するレーダー波送信期間中の平均電力において、次のとおりであること。

(1)・(2) (略)

(五) 無線設備は、利用可能チャネル確認又は運用中チャネル監視により(一)及び(二)のレーダーが送信する電波を検出した場合には、当該電波を検出してから三〇分の間、当該電波が検出された周波数の電波の送信を行ってはならない。

(六) 無線設備は、運用中チャネル監視により(一)及び(二)のレーダーが送信する電波を検出した場合には、無線設備及びそれに従属する子局（証明規則別表第二号第三注12(3)に規定する無線局をいう。以下同じ。）の無線設備が送信する当該電波が検出された周波数の電波の送信を一〇秒以内に停止しなければならない。この場合において、すべての無線設備の送信時間の合計は、二六〇ミリ秒以下とする。

2 (略)

別表第一号く別表第四号 (略)

周波数割当計画の一部を変更する告示 新旧対照表

下線部が変更部分

変更案			現 行		
別表 8-1～8-4 (略)			別表 8-1～8-4 (略)		
別表 8-5 小電力データ通信システムの無線局の周波数表			別表 8-5 小電力データ通信システムの無線局の周波数表		
2400MHz 帯の周波数の電波を使用する無線設備	2441.75MHz 2484MHz		2400MHz 帯の周波数の電波を使用する無線設備	2441.75MHz 2484MHz	
<u>5150MHz を超え 5350MHz 以下の周波数の電波を使用する無線設備</u>	占有周波数帯幅が 19MHz 以下の無線設備	5170MHz* 5180MHz 5190MHz* 5200MHz 5210MHz* 5220MHz 5230MHz* 5240MHz 5260MHz 5280MHz 5300MHz 5320MHz	<u>5.2GHz 帯の周波数の電波を使用する無線設備</u>	占有周波数帯幅が 19MHz を超え 38MHz 以下の無線設備	5190MHz 5230MHz
	占有周波数帯幅が 19MHz を超え 38MHz 以下の無線設備	5190MHz 5230MHz 5270MHz 5310MHz		占有周波数帯幅が 19MHz 以下の無線設備	5170MHz* 5180MHz 5190MHz* 5200MHz 5210MHz* 5220MHz 5230MHz* 5240MHz
	<u>占有周波数帯幅が 38MHz を超え 78MHz 以下の無線設備</u>	<u>5210MHz 5290MHz</u>	<u>5.3GHz 帯の周波数の電波を使用する無線設備</u>	占有周波数帯幅が 19MHz を超え 38MHz 以下の無線設備	5270MHz 5310MHz
	<u>占有周波数帯幅が 78MHz を超え 158MHz 以下の無線設備</u>	<u>5250MHz</u>		占有周波数帯幅が 19MHz 以下の無線設備	5260MHz 5280MHz 5300MHz 5320MHz
<u>5470MHz を超え 5725MHz 以下の周波数の電波を使用する無線設備</u>	占有周波数帯幅が 19.7MHz 以下の無線設備	5500MHz 5520MHz 5540MHz 5560MHz 5580MHz 5600MHz 5620MHz 5640MHz 5660MHz 5680MHz 5700MHz	<u>5.6GHz 帯の周波数の電波を使用する無線設備</u>	占有周波数帯幅が 19.7MHz を超え 38MHz 以下の無線設備	5510MHz 5550MHz 5590MHz 5630MHz 5670MHz

	占有周波数帯幅が 19.7MHz を超え 38MHz 以下の無線 設備	5510MHz 5550MHz 5590MHz 5630MHz 5670MHz
	占有周波数帯幅が 38MHz を超え 78MHz 以下の無線設備	5530MHz 5610MHz
	占有周波数帯幅が 78MHz を超え 158MHz 以下の無線 設備	5570MHz
24GHz 帯の周波数 の電波を使用する 無線設備	24.77GHz 以上 25.23GHz 以下の周波数であつて、24.77GHz 及び 24.77GHz に 10MHz の自然数倍を加えたもの	
27GHz 帯の周波数 の電波を使用する 無線設備	27.02GHz 以上 27.46GHz 以下の周波数であつて、27.02GHz 及び 27.02GHz に 10MHz の自然数倍を加えたもの	

* これらの周波数は、できるだけ早期に他の周波数に移行するものとする。

別表 8-6~8-10 (略)

	占有周波数帯幅が 19.7MHz 以下の無 線設備	5500MHz 5520MHz 5540MHz 5560MHz 5580MHz 5600MHz 5620MHz 5640MHz 5660MHz 5680MHz 5700MHz
24GHz 帯の周波数 の電波を使用する 無線設備	24.77GHz 以上 25.23GHz 以下の周波数であつて、24.77GHz 及び 24.77GHz に 10MHz の自然数倍を加えたもの	
27GHz 帯の周波数 の電波を使用する 無線設備	27.02GHz 以上 27.46GHz 以下の周波数であつて、27.02GHz 及び 27.02GHz に 10MHz の自然数倍を加えたもの	

* これらの周波数は、できるだけ早期に他の周波数に移行するものとする。

別表 8-6~8-10 (略)